

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

申請者名	社名：〇〇〇木材市場 役職名・代表者名： _____ 印
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年5月20日法律第48号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。）</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  * 複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>③ 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  * 第一種木材関連事業の場合は記載不要。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  * 書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 原木市場（第一種木材関連事業）

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。  
 単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

別表1 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を

1-(3)			1-(4)		1-(5)	(第一種木材関連事業の場合のみ記載。)	
部門、事務所、工場又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み	樹種	伐採された国又は地域
			大分類	小分類			
〇〇〇木材市場	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	丸太の委託販売等	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本
					500 m <sup>3</sup>	スギ	日本
					1,000 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本
					2,000 m <sup>3</sup>		
				計			

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 エクセルファイル形式等変更可とします。

### ※記載についての留意点等

- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
 大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
 小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
 (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
 (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
 (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
 紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トレットペーパー]  
 (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
 (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

製材工場

## 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：〇〇〇木材市場 役職名・代表者名： 印
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。）</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>別表による。  * 複数ある場合。  * 第一種木材関連事業の場合は記載不要。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  * 複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  * 第一種木材関連事業の場合は記載不要。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  * 木材等の種類、樹種など複数ある場合。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  * 木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  * 書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 製材工場（第一種木材関連事業）

別表1 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位）

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。  
単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

1-(3)			1-(4)		1-(5)					
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域			
			大分類	小分類						
〇〇〇木材市場	〇〇県〇〇市	木材の製材・販売	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本			
					500 m <sup>3</sup>	スギ	日本			
					1,000 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本			
					2,000 m <sup>3</sup>					
					計					
				ひき板	200 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本			
					200 m <sup>3</sup>	スギ	日本			
					500 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本			
					500 m <sup>3</sup>	アカマツ	日本			
					1,400 m <sup>3</sup>					
					計					
				角材	100 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本			
					100 m <sup>3</sup>	スギ	日本			
					100 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本			
					100 m <sup>3</sup>	アカマツ	日本			
400 m <sup>3</sup>										
	計									

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

・「ひき板」と「角材」の別については、製材のJAS規格にあります板類、角類の区分  
 (1) 板類：木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍以上のもの  
 (2) 角類：木口の短辺が75mm以上のもの、及び木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍未満のものとなりますので別に記載して下さい。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

※必要に応じて行を追加してください。ページ枚数は増えてもかまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

### ※記載についての留意点等

- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
 大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品の別に記載してください。  
 小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
 (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
 (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
 (3)パルプは、木材パルプと記載してください。  
 紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]  
 (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
 (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。

・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

集成材工場  
(国産材+自社輸入材)

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名: 株式会社 ○○木材 役職名・代表者名:	印
住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号	

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 \*右覧の該当する区分に○印。

○ ・ 無

(定義) <参考>

① 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例: 素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例: 自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例: 森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

② 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは: 木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例: 丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは: 「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	---



<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。</p> <p>* 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第一種木材関連事業の場合は記載不要。</p> <p>* 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・第一種木材関連事業の場合は記載不要。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 集成材工場（第一種木材関連事業）

（国産材+自社輸入材）

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

（プロジェクト単位を除く）

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業の場合のみ記載。)		
部門、事務所、工場 又は	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域	
			大分類	小分類				
株式会社 ○○木材	○○県○○市	○○の製	木材	丸太	1,000 m <sup>3</sup>	スギ	日本	
						1,000 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国
				計	2,000 m <sup>3</sup>			
				ひき板	500 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国	
				突き板(製造)	100 m <sup>3</sup> 又はm <sup>2</sup>	スギ	日本	
				突き板(受入)	100 m <sup>3</sup> 又はm <sup>2</sup>	ヒノキ	日本	
				集成材 (造作用集成材 又は構造用集 成材)	100 m <sup>3</sup>	スギ、ヘイマツ	日本・ 米国	
					100 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国	
					200 m <sup>3</sup>			
				計				
化粧ばり造作用集成材	100 m <sup>3</sup>	スギ(芯材)	日本					
化粧ばり構造用集成柱	100 m <sup>3</sup>	ヘイマツ(芯材)	米国					

・集成材の製造過程での「ひき板」については、外部販売がなく全部自社にて集成材に使用する場合は記載不要です。

・二種の場合は、樹種、国が記載不要となりますので、造作用集成材、構造用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱は一括「集成材」としてまとめた数量を記載してください。  
・二種の場合の年度報告についても同様です。

・化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱の樹種の記載は芯材の樹種を記載してください。  
・数量については化粧単板を含む製品の数量を記載してください。  
・年度報告の際の数量も同様に化粧単板を含む製品の数量を報告してください。

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 エクセルファイル形式等変更可とします。

・上記の記載例は一種の場合の記載例ですが、二種の場合は樹種、国の記載はご無用ですので、小分類ごとにまとめて数量を記載してください。  
・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

ださい。  
売等)が分かるように記載してください。  
第二種木材関連事業は登録の対象とする

大分類: (1)木材、(2)家具、(3)パルプ、紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類: 大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]
- (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み : 小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種 : 取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域 : 樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

## 別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	

規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

## 記載例 4

## 第一種及び第二種木材関連事業の場合

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

### 合板工場

合板・LVL(国産材+輸入単板)

### 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名: 株式会社 ○○合板 役職名・代表者名:	印
住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号	

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

#### 記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 \*右覧の該当する区分に○印。

・ 無

#### (定義) <参考>

##### ① 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例: 素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例: 自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例: 森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

##### ② 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは: 木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例: 丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは: 「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	---

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 合板工場（第一種及び第二種木材関連事業）

(合板・LVL(国産材+輸入単板))

JPIC-RCW01

( )の場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業の場合のみ記載。)			
部門 又は			木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域		
			大分類	小分類					
株式会社 ○○合板 工場 (第一種木材関連事 業)	○○県○○市 ○○町○丁目 ○番1号	合板・単板積層材の 製造・販売	丸太		500 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本		
					500 m <sup>3</sup>	スギ	日本		
					1,000 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本		
				計	2,000 m <sup>3</sup>				
			合板		100 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本		
					100 m <sup>3</sup>	スギ	日本		
					100 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本		
				計	300 m <sup>3</sup>				
			単板積層材		100 m <sup>3</sup>	スギ	日本		
					100 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本		
	計	200 m <sup>3</sup>							

・第一種及び第二種木材関連事業をともに申請の場合は、別表1を別に作成してください。

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・合板、LVLの製造過程での「単板」については、外部販売がなく全部自社にて合板、LVLに使用する場合は記載不要です。  
・「単板」の受入・販売がある場合は記載してください。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

別表1

(を除外)の場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)
部門、事務所、工場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み
			大分類	小分類	
株式会社 ○○合板 工場 (第二種木材関連事 業)	○○県○○市 ○○町○丁目 ○番1号	合板・単板積層材の 製造・販売	単板		3,000 m <sup>3</sup>
			合板		500 m <sup>3</sup>
			単板積層材		200 m <sup>3</sup>

・合板、LVLの製造に必要な「単板」については、第一種からの受入、輸入からの購入のみで外部販売がない場合でも記載が必要です。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

※必要

※記載につ

・部門、事

・所在地・番地(事務所等はビル名)までと、電話番号も記載してください。

・二種の場合は樹種、国の記載はご無用ですので、小分類ごとにまとめて数量記載してください。  
・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

まいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

分かるように記載してください。  
木材関連事業は登録の対象とする  
製品 の別に記載してください。

反、③-2 突き板、  
材、④-4 直交集成板、

- ⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ヘッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。

紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インジェットカラープリンター用塗工用紙、  
④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
⑦トイレットペーパー]

(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]

(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

## 記載例 5

## 第一種及び第二種木材関連事業の場合

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

集成材工場  
(国産材+外材自社輸入+輸入ひき板)

### 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社 ○○集成材 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

#### 記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	<input type="checkbox"/> ① 第一種木材関連事業 <input type="checkbox"/> ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 \*右覧の該当する区分に○印。

有 ・ 無

#### (定義) <参考>

##### ① 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例：森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

##### ② 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	<input type="checkbox"/> ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 <input type="checkbox"/> ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 <input type="checkbox"/> ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	--



<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 集成材工場（第一種及び第二種木材関連事業）

(国産材+外材自社輸入+輸入ひき板)

JPIC-RCW01

場合

部門 又は	1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)	
	所在地	事業内容	木材等の種類 大分類	小分類	木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域	
株式会社 ○○集成材 本社工場	○○県○○市 ○○町○○丁目	集成材の製造・販売	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本	
					500 m <sup>3</sup>	スギ	日本	
					1,000 m <sup>3</sup>	カラマツ	日本	
				計	2,000 m <sup>3</sup>			
				集成材	100 m <sup>2</sup>	ヒノキ	日本	
					100 m <sup>2</sup>	スギ	日本	
					100 m <sup>2</sup>	カラマツ	日本	
				計	300 m <sup>2</sup>			
株式会社 ○○集成材 第1工場 (第一種木材関連事業)	○○県○○市 ○○町○○丁目	集成材の製造・販売	木材	丸太	100 m <sup>3</sup>	スギ	日本	
					100 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国	
				計	200 m <sup>3</sup>			
		集成材	100 m <sup>2</sup>	スギ、ヘイマツ	日本・米国			

別表1 部門、事務所、工場又は事業場(プロジェクト単位を除く)の場合

部門、事務所、工場	所在地	事業内容	1-(4)		1-(5)
			木材等の種類 大分類	小分類	木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み
株式会社 ○○集成材 第2工場 (第二種木材関連事業)	○○県○○市 ○○町○○丁目 ○番3号	集成材の製造・販売	木材	ひき板	200 m <sup>3</sup>
				集成材	200 m <sup>3</sup>

- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。

大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成材、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ペットフレーム]

(3) パルプは、木材パルプ と記載してください。

紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、  
④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
⑦トイレットペーパー]

(4) 木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]

(5) 中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

合板工場  
(天然木化粧・特殊加工化粧合板)

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名: 株式会社 ○○化粧 役職名・代表者名:	印
住所	○○県○○市○○町○丁目○番○号	

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 \*右覧の該当する区分に○印。

○ ・ 無

(定義) <参考>

① 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例: 素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例: 自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例: 森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

② 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは: 木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例: 丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは: 「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	---

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト  イ 所在地  ウ 事業内容  ・複数ある場合。  別表による。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の 1 年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  ・第二種木材関連事業の場合は必須ではありません。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 合板工場 (第二種木材関連事業)

(天然木化粧・特殊加工化粧合板)

JPIC-RCW01

プロジェクト単位を除くの場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み
			大分類	小分類	
株式会社 ○○化粧	○○県○○市	突き板 合板の二次	木材	丸太(受入)	500 m <sup>3</sup>
				突き板(製造)	100 m <sup>2</sup> 又はm <sup>2</sup>
				突き板(受入)	100 m <sup>2</sup> 又はm <sup>2</sup>
				合板(受入)	500 m <sup>3</sup>
				突き板 (製品:天然木 化粧MDF、P B、繊維板など)	100 m <sup>2</sup> 又はm <sup>2</sup>
				合板 (天然木化粧合 板、特殊加工化 粧合板)	100 m <sup>2</sup> 又はm <sup>2</sup>

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・「単板」と「突き板」は小分類において別となっております。一般の書籍等にて「突き板」は厚さ0.2~0.6mmなどありますが、厚めの2mmも「突き板」という場合もあり、ここでは合板、LVLに使用するものを「単板」、天然木化粧合板、フローリングなどの化粧単板の用途のものを「突き板」としてください。  
・製造過程でのフリッチ「角材」「ひき板」は販売しない場合は、記載はご無用です。  
・MDF、PBその他繊維板のみの加工していないものについては本法の対象外ですので、記載はご無用です。

・MDF、PB、繊維板は本法では対象外となっておりますので小分類は「突き板」としての登録となります。  
・製品:天然木化粧MDF、PB、繊維板とまとめた合算の数量の記載例にはしておりますが、分けて数量を記載されてもかまいません。  
・年度報告の際は、製品の数量ではなく「突き板」の部分の数量の報告となります。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

・天然木化粧合板、特殊加工化粧合板は本法では小分類「合板」としての登録となります。  
・天然木化粧合板、特殊加工化粧合板とまとめた合算の数量の記載例にはしておりますが、分けて数量を記載されてもかまいません。  
・年度報告の際は、天然木化粧合板は突き板を含めた製品の数量の報告としてください。特殊加工化粧合板についても「合板」の部分のみでなく製品の数量の報告としてください。

小分類;大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- 木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成材、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- 家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ヘッドフレーム]
- パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]
- 木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- 中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み : 小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種 : 取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域 : 樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

## 別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	

規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

チップ等の輸入業者

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

申請者名	社名：株式会社〇〇チップ 役職名・代表者名： _____ 印
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
(定義) <参考> ① 第一種木材関連事業 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。) 【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。) 【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業 【例：森林組合、木材市場、県森連等】 ・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。） ② 第二種木材関連事業 ・第一種木材関連事業以外のもの。 「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。 【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。) 「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」 ※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。 ※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。) ※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。



<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  * 複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  * 第一種木材関連事業の場合は記載不要。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  * 木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  * 書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

別表1 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)		
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域	
			大分類	小分類				
株式会社〇〇チップ	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	チップの製造・販売	木材	木質ペレット	500 t	SPF等	カナダ	
					500 t	ユーカリ等	中国	
					500 t	アスペン等	アメリカ	
					500 t	アカシア等	マレーシ ア	
					2,000 t			
					計	500 t	ユーカリ等	オーストラリア
						500 t	ユーカリ等	中国
						500 t	アカシア等	マレーシ ア
						500 t	ラジアタパ イン	チリ
						500 t	SPF等	米国
						500 t	SPF等	カナダ
						500 t	ラジアタパ イン	オーストラリア
					計	3,500 t		

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・「チップ」と「小片」は小分類において別となっております。用途におきまして、紙、発電用のものを「チップ」、パーティクルボード、OSBなどのボード用のものを「小片」としてください。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

※必要に応じて行を追加してください。ページ枚数は増えてもかまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
大分類；(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
(1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
(3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]  
(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

製紙工場

(国産材、外材：チップ工場・商社からの購入)

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇製紙 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 ＊該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 ＊右覧の該当する区分に○印。

有 ・ 無

(定義) <参考>

① 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例：森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

② 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質パレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 ＊該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	---

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  * 複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  * 複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  * 書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

# 製紙工場 (第二種木材関連事業)

(国産材、外材：チップ工場・商社からの購入)

JPIC-RCW01

プロジェクト単位を除くの場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)		
部門、事務所、工場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み		
株式会社〇〇製紙工場	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	紙の製造・販売	木材	チップ	500 t ( m <sup>3</sup> )		
				小片	500 t ( m <sup>3</sup> )		
				計	1,000 t ( m <sup>3</sup> )		
			木材パルプ	紙	計	コピー用紙	500 t
						フォーム用紙	500 t
						トイレトペーパー	500 t
						計	1,500 t

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・「チップ」と「小片」は小分類において別となっております。用途におきまして、紙、発電用のものを「チップ」、パーティクルボード、OSBなどのボード用のものを「小片」としてください。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

ページ枚数は増えてもかまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

・(国産材、外材)が分かるように記載してください。第二種木材関連事業は登録の対象とする

大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。

小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレトペーパー]
- (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱い見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。

・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。

・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	

着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

記載例 9

物品：第一種、第二種木材関連事業の場合

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

フローリング  
(単層・国産材)

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇フロア 役職名・代表者名： <span style="float:right">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。	
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。		有・ <input checked="" type="radio"/>
(定義) <参考> ① 第一種木材関連事業 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。) 【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。) 【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業 【例：森林組合、木材市場、県森連等】 ・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。) ② 第二種木材関連事業 ・第一種木材関連事業以外のもの。 「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。 【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。) 「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」 ※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。 ※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。) ※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。		
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。	



<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>別表による。  ・複数ある場合。  ・第一種木材関連事業の場合は記載不要。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・第一種木材関連事業の場合は記載不要。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

フローリング (物品：第一種、第二種木材関連事業)

JPIC-RCW01

(単層・国産材)

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)	
部門、事務所、工場 又は事業場 (第一種木材関連事業)	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
			大分類	小分類			
株式会社〇〇 〇〇町〇丁目 〇番1号	〇〇町〇丁目 〇番1号	造・販売	木質建材	丸太	500 m <sup>3</sup>	スギ	日本
					500 m <sup>3</sup>	ヒノキ	日本
					500 m <sup>3</sup>	アカマツ	日本
					1,500 m <sup>3</sup>		

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。  
・フローリングは、m<sup>3</sup>又はm<sup>2</sup>とします。

・フローリングは、合板、集成材、LVLなどの木材ではなく、CW法では家具などの「物品」での取扱いのため、製造・販売は二種となります。

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(3)		1-(4)		1-(5)
部門、事務所、工場 又は事業場 (第二種木材関連事業)	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	大分類	小分類	大分類	小分類	
株式会社〇〇フロア	〇〇町〇丁目 〇番1号	フローリングの製 造・販売	木質建材	フローリング	1,500 m <sup>3</sup>					

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 エクセルファイル形式等変更可とします。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

さい。  
等)が分かるように記載してください。  
第二種木材関連事業は登録の対象とする

木材等を記載してください。

大分類;(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。

小分類;大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トレットペーパー]
- (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み : 小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。

・樹 種 : 取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。

・伐採された国又は地域 : 樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	

構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

フローリング  
(複合・購入輸入単板・突板等)

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇フローリング工業 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、  
貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>・複数ある場合。  別表による。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

フローリング (物品：第二種木材関連事業)

(複合・購入輸入単板・突板等)

JPIC-RCW01

の場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)	
			木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
			小分類				
株式会社〇〇フロー リング工業 本社工場	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇目	フローリングの製 造・販売	木材	合板	500 m <sup>3</sup>	—	—
			突き板		500 m <sup>3</sup>	—	—
			木質建材		1,000 m <sup>3</sup>	—	—
			フローリング		500 m <sup>3</sup>	—	—

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。  
・フローリングは、m<sup>3</sup>又はm<sup>2</sup>とします。

・「単板」と「突き板」は小分類において別となっております。一般の書籍等にて「突き板」は厚さ0.2~0.6mmなどとありますが、厚めの2mmも「突き板」という場合もあり、ここでは合板、LVLに使用するものを「単板」、天然木化粧合板、フローリングなどの化粧単板の用途のものを「突き板」としてください。

※必要に応じて行を追加してください。ページ枚数は増えてもかまいません。エクセル形式等変更可とします。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを記載してください。

大分類:(1)木材、  
小分類:大分類に  
(1)木材

(2)家具

(3)パルプ

紙

④

⑦トイレットペーパー

(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]

(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。

・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。

・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

・フリッチなどの購入がある場合は「ひき板」又は「角材」の別になります。については、製材のJAS規格にあります板類、角類の区分  
(1)板類：木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍以上のもの  
(2)角類：木口の短辺が75mm以上のもの、及び木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍未満のもの となりますので別に記載して下さい。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

# 記載例 11

# 物品：第一種及び第二種木材関連事業の場合

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

フローリング  
(単層・複合・購入輸入単板・突板等)

## 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇フローリング工業 役職名・代表者名： <span style="float:right">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

2. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。	有・ <input checked="" type="radio"/>
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。		有・ <input checked="" type="radio"/>
(定義) <参考> ① 第一種木材関連事業 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。) 【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。) 【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】 ・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業 【例：森林組合、木材市場、県森連等】 ・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。) ② 第二種木材関連事業 ・第一種木材関連事業以外のもの。 「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。 【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。) 「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」 ※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。 ※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。) ※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。		
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。	

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>別表による。  ・複数ある場合。</p> <p>別表による。  ・複数ある場合。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  別表による。  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>・複数ある場合。</p> <p>・複数ある場合。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  * 直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p> <p>・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p> <p>・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p> <p>・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>



# フローリング（物品：第一種及び第二種木材関連事業）

（単層・複合・購入輸入単板・突板等）

JPIC-RCW01

1-(2)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業の場合のみ記載。)	
部門、 又は事業場			木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
			大分類	小分類			
株式会社〇〇フロー リング工業 本社工場 (第一種木材関連事 業)	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番	フローリングの製 造・販売	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	ホワイトオーク	カナダ
					500 m <sup>3</sup>	レッドオーク	カナダ
					500 m <sup>3</sup>	ハードメイプル	米国
					500 m <sup>3</sup>	ホワイトバーチ	米国
					2,000 m <sup>3</sup>		

・第一種及び第二種木材関連事業をともに申請の  
場合は、別表1を別に作成してください。

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」  
を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」と  
してかまいません。  
・フローリングは、m<sup>3</sup>又はm<sup>2</sup>とします。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合  
におきましても、販売店、営業所、委託先な  
どごとに区切って表を作成してください。  
記載例すべてに共通です。

・一種の丸太からフローリングを製造する場合は、二  
種となりますのでこちらに数量を含めてください。  
・フローリング（複合）、フローリング（単層）と別  
としてもかまいません。

部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
			大分類	小分類			
株式会社〇〇フロー リング工業 本社工場 (第二種木材関連事 業)	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	フローリングの製 造・販売	木材	合板	500 m <sup>3</sup>		
				突き板	500 m <sup>3</sup>		
					1,000 m <sup>3</sup>		
				フローリング	3,500 m <sup>3</sup>		

・「単板」と「突き板」は小分類において別となっております。一般の書籍等  
にて「突き板」は厚さ0.2~0.6mmなどとありますが、厚めの2mmも「突き  
板」という場合もあり、ここでは合板、LVLに使用するものを「単板」、天然  
木化粧合板、フローリングなどの化粧単板の用途のものを「突き板」とし  
てください。

必要に応じて行を追加してください。ページ枚数は増えてもかまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合  
におきましても、販売店、営業所、委託先な  
どごとに区切って表を作成してください。  
記載例すべてに共通です。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行  
を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

大分類；(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。

小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、  
④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、  
⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、  
⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、  
④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
⑦トレットペーパー]
- (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載して  
ください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。

- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

建材商社等流通業  
(丸太、製材品等の輸入)

## 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇建材 役職名・代表者名： _____ 印
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、  
貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は 第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく 証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○ ⑩ ○ ⑪ ○ ⑫ ○ ⑬ ○ ⑭ ○ ⑮ ○ ⑯ ○ ⑰ ○ ⑱ ○ ⑲ ○ ⑳ ○ ㉑ ○ ㉒ ○ ㉓ ○ ㉔ ○ ㉕ ○ ㉖ ○ ㉗ ○ ㉘ ○ ㉙ ○ ㉚ ○ ㉛ ○ ㉜ ○ ㉝ ○ ㉞ ○ ㉟ ○ ㊱ ○ ㊲ ○ ㊳ ○ ㊴ ○ ㊵ ○ ㊶ ○ ㊷ ○ ㊸ ○ ㊹ ○ ㊺ ○ ㊻ ○ ㊼ ○ ㊽ ○ ㊾ ○ ㊿ ○ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。）</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50% 以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合 ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 イ 所在地 ウ 事業内容 * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。 * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合 ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称 イ 所在地 ウ 事業内容 * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。 * 必要に応じ別表 1 により整理すること。 * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。) * 複数ある場合。 別表による。 * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照) * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。) * 第一種木材関連事業の場合は記載不要。 * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照) * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。 * 必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。 * 直近 1 年間に取扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域 (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記): 別表による。 * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域): 別表による。 * 必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】 会社名 所属 担当者名 所在地 電話/FAX 番号 e-mail * 書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】 会社名 担当者名 所在地 電話/FAX 番号 e-mail</p>

建材商社等流通業（輸入業者：第一種木材関連事業）

（丸太、製材品等の輸入）

JPIC-RCW01

場合

1-(3)			1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)				
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域			
			大分類	小分類						
株式会社〇〇建材	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	木材等の輸入・販売	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国			
					500 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	カナダ			
					500 m <sup>3</sup>	ヘイツガ	カナダ			
						計	1,500 m <sup>3</sup>			
						ひき板	500 m <sup>3</sup>	ヘイマツ	米国	
					500 m <sup>3</sup>		ヘイツガ	カナダ		
					500 m <sup>3</sup>		レッドウッド	米国		
						計	1,500 m <sup>3</sup>			
						合板	500 m <sup>3</sup>	メランティ	インドネシア	
					500 m <sup>3</sup>		セラヤ	マレーシア		
					500 m <sup>3</sup>		スプルース	フィンランド		
						計	1,500 m <sup>3</sup>			
						集成材	500 m <sup>3</sup>	スプルース	フィンランド	
					500 m <sup>3</sup>		オウシュウアカマツ	フィンランド		
					1,000 m <sup>3</sup>					
		計								
		木質建材	フローリング	500 m <sup>3</sup>	レッドウッド	米国				
	500 m <sup>3</sup>			ホワイトオーク	カナダ					
	1,000 m <sup>3</sup>									
		計								

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。  
・フローリングは、m<sup>3</sup>又はm<sup>2</sup>とします。

・「ひき板」と「角材」の別については、製材のJAS規格にあります板類、角類の区分  
(1) 板類：木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍以上のもの  
(2) 角類：木口の短辺が75mm以上のもの、及び木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍未満のものとなりますので別に記載して下さい。

・合法性の確認が本社、本部一括管理の場合におきましても、販売店、営業所、委託先などごとに区切って表を作成してください。記載例すべてに共通です。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

かまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
大分類；(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品の別に記載してください。  
小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
(1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
(3)パルプは、木質パルプと記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]

(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]

(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

プレカット材納入業者  
2×4工法建築業者

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇工務店 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年5月20日法律第48号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>・複数ある場合。  別表による。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>



1-(3)			1-(4)		1-(5)		
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み		
			大分類	小分類			
株式会社〇〇工務店	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	住宅の建築等	木材	構造材	500 m <sup>3</sup> (1棟〇〇m <sup>2</sup> × 〇〇棟分)		
				羽柄材	500 m <sup>3</sup> (1棟〇〇m <sup>2</sup> × 〇〇棟分)		
				構造用合板	500 m <sup>3</sup>		
					計		1,500 m <sup>3</sup>
					木質建材	フローリング	500 m <sup>3</sup> (1棟〇〇m <sup>2</sup> × 〇〇棟分)
			サイディングボード	500 m <sup>3</sup> (1棟〇〇m <sup>2</sup> × 〇〇棟分)			
			計		1,500 m <sup>3</sup>		

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

※必要に応じて行を追加してください。ページ枚数は増えてもかまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

※記載についての留意点等

- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
(1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
(3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]  
(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	

規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

機械プレカット工場

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇プレカット 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。）</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>・複数ある場合。  別表による。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

部門 又は事業場			1-(4)		1-(5)
			大分類	小分類	木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み
株式会社〇〇プレカ ット	〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目 〇番1号	製材品の市売り販 売	木材	ひき板	500 m <sup>3</sup>
				合板	500 m <sup>3</sup>
				プレカット材(角材 等)	500 m <sup>3</sup>
				プレカット材(合板)	500 m <sup>3</sup>
					2,000 m <sup>3</sup>

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「m<sup>3</sup>」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

・「ひき板」と「角材」の別については、製材のJAS規格にあります板類、角類の区分  
 (1) 板類：木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍以上のもの  
 (2) 角類：木口の短辺が75mm以上のもの、及び木口の短辺が75mm未満で、かつ、木口の長辺が木口の短辺の4倍未満のものとなりますので別に記載して下さい。

かまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加してページ枚数が増えてもかまいません。

さい。  
等)が分かるように記載してください。  
第二種木材関連事業は登録の対象とする

大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
 小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。

- (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]
- (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ヘッドフレーム]
- (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、⑦トイレットペーパー]
- (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]
- (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。

- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

・第一種木材関連事業の場合は記載不要。

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材：
	物品：

※建築又は建設をする事業に限る。

家具

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

申請者名	社名： 役職名・代表者名：	印
住所		

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

2. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
---------------------------	---

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
---	-------

(定義) <参考>

④ 第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)

【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

【例：森林組合、木材市場、県森連等】

・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

⑤ 第二種木材関連事業

・第一種木材関連事業以外のもの。

「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)

「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」

※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)

※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。
------------------------------------	---

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合                  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称                  イ 所在地                  ウ 事業内容                  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。                  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合                  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称                  イ 所在地                  ウ 事業内容                  * 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。                  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。                  * プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)                  別表による。                  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)                  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)                  別表による。                  * 省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)                  * 必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の 1 年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。                  * 必要に応じ 4. の区分等により別表 1 で整理すること。                  * 直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域 (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>③ 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記)。                  別表による。</p> <p>④ 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域)。                  別表による。                  * 必要に応じ 4. の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先                   * 委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】                  会社名                  所属                  担当者名                  所在地 〒                   電話/FAX 番号                  e-mail</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】                  会社名                  担当者名                  所在地 〒</p>

・複数ある場合。  
 別表による。

・複数ある場合。  
 別表による。

・複数ある場合。

・複数ある場合。

・複数ある場合。

・複数ある場合。

・複数ある場合。

・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。

家具会社：丸太を直接仕入れて家具製造・販売する場合

別表 1 部門、事務所、工場又は事業場(プロジェクト単位を除く)の場合

<p>1-(2)</p>	<p>1-(4)</p>	<p>1-(5)</p>	<p>1-(6)                  (第一種木材関連事業)</p>
--------------	--------------	--------------	---

・見込みは、実態を考慮のうえ記載してください。単位は「㎡」を基本としますが、チップ、木質ペレット、紙は「kg」又は「t」としてかまいません。

部門、事務所、工場 又は事業場 (第一種木材関連 事業者)	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種 伐採さ れた国 又は地 域	
			大分類	小分類			
〇〇家具(株)	〇〇〇県〇〇 市〇〇町	家具製造・販売	木材	丸太	500 m <sup>3</sup>	レッドウッド	米国
					500 m <sup>3</sup>	ホワイトウ ッド	米国
					1,000 m <sup>3</sup>	ヤチダモ	日本
				計	2,000 m <sup>3</sup>		

別表 1 部門、

・家具などの「物品」は、合板、集成材、LVLなどの「木材」での  
取扱いとは異なり製造・販売は二種となります。

1-(3)			1-(4)		1-(5)
部門、事務所、工場 又は事業場 (第二種木材関連 事業者)	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み
			大分類	小分類	
〇〇家具(株)	〇〇〇県〇〇 市〇〇町	家具製造・販売	家具	机	50 m <sup>2</sup>
				机(テーブル)	50 m <sup>2</sup>
				机(カウンター)	50 m <sup>2</sup>
				掲示板(壁掛け 式)	50 m <sup>2</sup>
				ホワイトボード (壁掛け式)	50 m <sup>2</sup>
				計	250 m <sup>2</sup>

・木材等の種類、樹種など多数になるなどにより、行を追加し  
てページ枚数が増えてもかまいません。

・かまいません。エクセルファイル形式等変更可とします。

※記載についての留意点等

- ・第一種及び第二種木材関連事業の登録申請をする場合は、表を別にしてください。
- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
大分類；(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
(1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、  
④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、  
⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローテーション、⑥コートハンガー、  
⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
(3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、  
④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
⑦トイレットペーパー]  
(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してく



ださい。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。

- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

建設会社

登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

・押印は、「公印省略」としてもかまいません。

申請者名	社名：株式会社〇〇建設 役職名・代表者名： <span style="float: right;">印</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

記

・購入先、受入先についての有無でなく、貴社についての有無となります。

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有 ・ 無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例：素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例：自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例：森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業（輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。）</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例：丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは：「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が 50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p> <p>・複数ある場合。  別表による。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  ・第二種木材関連事業の場合は記載不要。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  ・複数ある場合。  別表による。  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義)&lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。  *必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  別表による。  ・木材等の種類、樹種など複数ある場合。</p> <p>② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):  別表による。  *必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail  ・書類作成の事務担当者でなく、申請に関わる責任者を記載してください。</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地  電話/FAX 番号  e-mail</p>

別表1 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

1-(3)		1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業の場合のみ記載。)		
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
			大分類	小分類			

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 エクセルファイル形式等変更可とします。

※記載についての留意点等

- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
大分類；(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
小分類；大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
(1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、  
④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、  
⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
(2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、  
⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ベッドフレーム]  
(3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、  
④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
⑦トイレットペーパー]  
(4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
(5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称	〇〇庁舎建築工事
プロジェクト実施場所	東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
構造	木造/一部RC造
用途	官公庁
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	建築面積〇〇〇〇m <sup>2</sup> 、延べ床面積〇〇〇〇m <sup>2</sup> 地上2階建て
着工日と竣工日	平成〇〇年〇月着工 平成〇〇年竣工(予定)
対象とする部材群・製品群	木材：構造材、造作材
	物品：フローリング

※建築又は建設をする事業に限る。